

平成29年3月17日
東海旅客鉄道株式会社

「川崎市環境影響評価に関する条例」に基づく
環境影響評価書【川崎市】の変更について

当社では、川崎市環境影響評価に関する条例（以下、「条例」）に基づき「中央新幹線（東京都・名古屋市間）法対象条例環境影響評価書【川崎市】（平成26年8月）」（以下、「環境影響評価書【川崎市】」）を作成し、公表しています。

この度、中央新幹線梶ヶ谷非常口及び資材搬入口新設の工事計画を具体化したため、条例に基づき、環境影響評価書【川崎市】の内容を一部変更し、川崎市に対して変更の届出を行いましたので、お知らせします。

なお、今回の変更において、環境影響評価書【川崎市】に記載している環境に対する予測・評価は変わりません。

1. 提出した資料

- ・法対象条例方法書等変更届

2. 変更の内容

環境影響評価書【川崎市】（資料編）における、工事位置B地区（梶ヶ谷非常口及び資材搬入口付近）の次の項目を変更しました。

【事業特性】

「3 工事計画」における以下の表を変更しました。

- ・表 3-2-2 工事工程表（ページ：事 3-2-3）
- ・表 3-3-2 建設機械台数（ページ：事 3-3-5）
- ・表 3-4-2 資材及び機械の運搬に用いる車両の走行台数（ページ：事 3-4-2）

【環境影響の調査、予測及び評価の結果】

「1 地域交通（交通混雑、交通安全）」における以下の表を変更しました。

- ・表 1-8-1 (2) 工事用車両の走行台数（ページ：環 1-8-2）

3. その他

- ・変更の詳細を掲載した資料は、当社HPにおいて公表します。
- ・川崎市内ではその他の工事についても、工事計画が具体化した段階で、評価書等の記載内容に変更がある場合には、その都度、同様の手続きを行います。